平成２３年（フ）第７７７号
広島市安佐南区長束西２丁目19番17号
債務者　田中　征洋
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０号
大分市富士見が丘西３丁目８番14号
債務者　大塚　俊樹
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２号
長野県駒ケ根市上穂栄町５番６号
債務者　諏訪　徳行
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字下里820番地４　２Ｆ
債務者　友利　貴子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第４４号
山形県長井市泉1345番地
債務者　菅　千代子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４６号
山形県米沢市吾妻町６番62号
債務者　須藤　　均
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４７号
山形県米沢市大字関根10348番地の23
債務者　鈴木　宮一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２７号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目１番地９
債務者　太田　裕次
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３３号
千葉県木更津市新宿11番４―301号
債務者　小浦すえ子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４０号
千葉県木更津市請西東２丁目７番地５
債務者　三浦美代子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４１号
千葉県木更津市請西東２丁目７番地５
債務者　三浦　美香
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７０３号
愛知県東海市富木島町東山田７番地32　太平工業東海上野台寮511号室
債務者　中瀬　恭平
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４号
高知市一宮しなね２丁目21番36号、住民票上の住所高知県香南市野市町東佐古712番地44
債務者　宮岡　哲男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０６号
高知県土佐市宇佐町宇佐2753番地の49
債務者　西村和歌子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６２号
高知市六泉寺町116番地37
債務者　原　　賢一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６３号
高知市朝倉横町15番45号　岡田方
債務者　矢野　智典
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６４号
高知市永国寺町１番43号　ハイツ永国寺503号
債務者　大西　淳恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高知地方裁判所破産係